

佐賀県道路位置指定の手引き

編集 佐賀県県土整備部建築住宅課

平成 30 年 10 月

I 関係法令

II 佐賀県道路位置指定の技術基準

III 佐賀県道路位置指定事務処理要領

IV 佐賀県道路位置指定申請の解説

<参考>

・様式集

I 關係法令

【目次】

1. 建築基準法第42条(道路の定義).....	I-1
2. 建築基準法施行令第144条の4..... (道に関する基準)	I-2
3. 建築基準法施行規則第9条、第10条..... (道の位置の指定の申請、公告及び通知)	I-3
4. 建設省告示第1837号..... (自動車の転回広場に関する基準)	I-3
5. 建設省住宅局長通達..... (私道の指定等について)	I-4
6. 佐賀県建築基準法施行細則第9条～第12条	I-4
7. 建築基準法道路関係規定運用指針.....	I-5

1. 建築基準法第 42 条

(道路の定義)

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員 4m(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第 3 項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

- 一 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路
 - 二 都市計画法、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)、旧住宅造成事業に関する法律(昭和 39 年法律第 160 号)、都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)、新都市基盤整備法(昭和 47 年法律第 86 号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)又は密集市街地整備法による道路
 - 三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
 - 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅等の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員 4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離 2m(前項規定により指定された区域内においては、3m(特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m)。以下この項においては同じ。)の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離 2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平線 4mの線をその道路の境界線とみなす。
- 3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合において、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については 2m未満 1.35m以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については 4m未満 2.7m以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 4 第 1 項の区域内の幅員 6m未満の道(第一号又は第二号に該当する道にあっては、幅員 4m以上のものに限る。)で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。
- 一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
 - 二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
 - 三 第 1 項の区域が指定された際現に道路とされていた道
- 5 前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員 4m未満の道については、第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第 2 項の規定により幅員 1.8m未満の道を指定する場合又は第 3 項の規定により別に水平線を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

2. 建築基準法施行令

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。)とすることができる。
 - イ 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35m以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が6m以上の場合
 - ホ イから二までに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
 - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
 - 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

3. 建築基準法施行規則

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下この条において「土地」という。)の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形状特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路(以下この項及び次条において「指定道路」という。)の種類
 - 二 指定の年月日
 - 三 指定道路の位置
 - 四 指定道路の延長及び幅員
- 2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定(以下この項及び次条において「水平距離指定」という。)をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 水平距離指定の年月日
 - 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
 - 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
 - 四 水平距離
- 3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

4. 建設省告示第1837号

○建築基準法施行令第144条の3第1項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準を定める件

〔 昭和45年12月28日
建設省告示第1837号 〕

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の3第1項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2mをこえる区域内において小型四輪自動車(道路運送車両法施行規

則(昭和 26 年運輸省第 74 号)別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のものという。次号において同じ。)のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。

二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

附 則

この告示が、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。

(注)政令 144 号(昭和 56 年 4 月 25 日施行)で令 144 条の 4 に改正

5. 建設省住宅局長通達

○建設省住宅局長通達(昭和 46 年 1 月 29 日 建設省住指発第 44 号)建築基準法の一部を改正する法律等の施行及び運用について

第 3 都市計画区域内の敷地、構造及び建築設備

5 私道の指定等について(法第 42 条第 1 項第 5 号)

(1) 私道の指定に関する基本方針

法第 42 条第 1 項第 5 号による私道の位置指定については、令第 144 条の 3 に規定する基準を適正に運用し、都市計画法による開発許可制度の運用とあわせて秩序ある市街地の形成に努めるとともに、従来ともすれば個々の建築物の接道義務だけを考慮して私道指定が行われてきたきらいがあるので、これを改め、計画的な市街地の形成が図られるよう地域の特性に応じた合理的な私道網構成を考慮して、適切な私道の築造がなされるよう指導されたい。

(2) 私道の基準(令第 144 条の 3)

令第 144 条の 3 に規定する私道に関する基準を運用するに当たっては、以上の方針に従うほか、なお次の点に留意されたい。

(ハ) 自動車の転回広場

令第 144 条の 3 第 1 項第 1 号ハに規定する区間の算定については、他の道路との接続点または自動車の転回広場の中心点を起算点とすること。

また、その基準については、昭和 45 年建設省告示第 1837 号を参照されたい。

(注)政令 144 号(昭和 56 年 4 月 25 日施行)で令 144 条の 4 に改正

6. 佐賀県建築基準法施行細則

(道路の位置の指定申請書)

第 9 条 省令第 9 号の規定により知事に提出する道路の位置の指定申請書は、別記第 9 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、省令で規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 所有者印鑑証明書
- 2 土地の登記簿の謄本
- 3 公有水面等を使用する場合は、その使用許可書の写
- 4 地目が農地のときは、所有農業委員会の現況証明書

(道路の位置の標示)

第10条 道路の位置の指定を受けようとする者は、前条第1項の申請書の提出と同時に当該申請に係る土地に指定を受けようとする道路の位置を標示しなければならない。

2 前項の標示は、標示くいを道路の曲角及び終端に設置して行うものとし、建築主事その他知事の定める吏員の立会のうえでなければこれを移動させてはならない。

3 コンクリート造その他耐久性のある側溝を設けた場合は、これを前項の標示くいに代えることができる。

(道路の指定)

第11条 法第42条第2項の規定により法第3章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で道路とみなされるものは、幅員1.8m以上の道とする。

(私道の変更、廃止)

第12条 法第42条第1項第三号若しくは第五号若しくは第2項又は法附則第5項の規定による私道を変更又は廃止しようとする者は、別記第10号様式による届書正副2通に省令9条の表に掲げる図書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

7. 建築基準法道路関係規定運用指針

(5)5号道路

土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの(以下「5号道路」という。)である。

<中略>

③ その他

法第42条第1項第5号の規定に基づく指定の申請手続については、法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第9条に定められているとおり、申請書の他添付書類として、付近見取図、地籍図、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者(以下「土地所有者等」という。)の承諾書が必要である。

既に位置の指定をした道路に接続して位置の指定をする場合、施行規則第9条に基づく土地所有者等の承諾書の添付は、追加指定部分の土地所有者等のみで、既指定部分の土地所有者等の承諾書は新たに添付する必要はない。また、指定基準への適合は既指定部分を含め路線全体で判断するものとする。国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく滞納処分により差押えをしている土地の一部について、施行規則第9条により道路の位置の指定を受けようとする者から承諾を求められた場合、差押債権者は、同条に規定する「権利を有する者」に該当する。

法第42条第1項第5号の規定に基づく指定を受けようとする敷地に国有財産がある場合、当該国有財産の管理者の承諾が必要である。なお、当該管理者が承諾をするに当たっては、当該国有財産の存する市町村の長と協議することが望ましい。

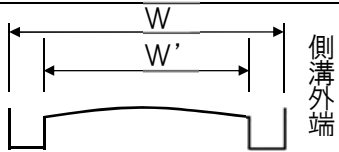
施行規則第9条に基づく申請は、河川管理者、港湾管理者等の国や都道府県等による申請も可能であるので申し添える。

II 佐賀県道路位置指定の技術基準

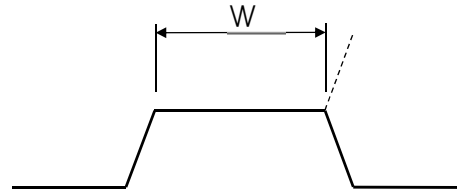
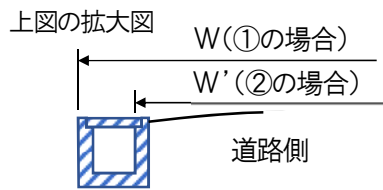
【目次】

1. 道路幅員の測り方	II-1
2. 道路延長の測り方	II-2
3. 隅切り	II-4
4. 転回広場（中間に設ける場合）	II-7
5. // （終端に設ける場合）	II-8
6. 建築基準法施行令第144条の4第1項第1号における 幅員6m未満の袋路状道路	II-9
7. 建築基準法施行令第144条の4第1項第5号における側溝等の構造基準	II-11
8. 建築基準法施行令第144条の4第1項第5号における 袋路状道路における終端の構造基準	II-11

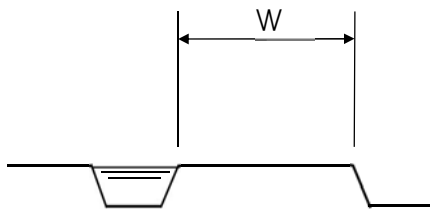
1. 道路幅員の測り方



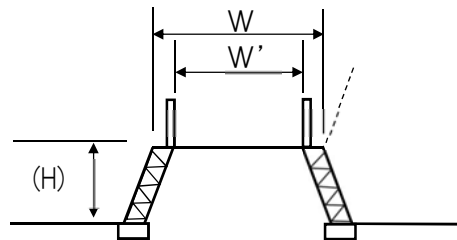
- ①側溝を含む場合 W
側溝の基準に適合し、フタ掛りをしたもの
 - ②側溝を含まない場合 W'
上記以外の場合
- ※幅員については、水平距離で計測するものとする



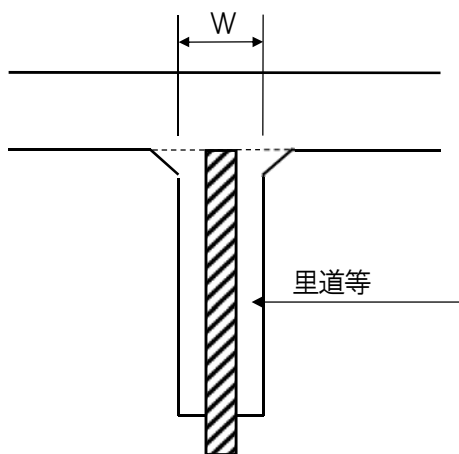
法敷は含まない



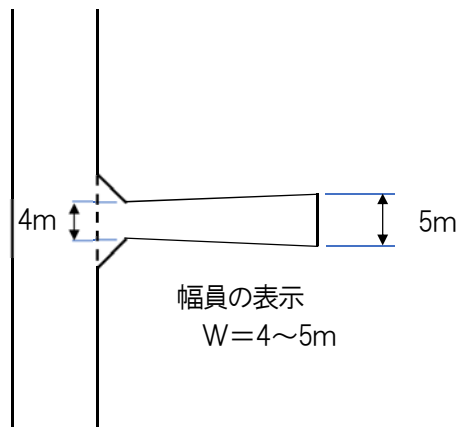
水路は含まない



擁壁を築いた場合には路肩も含む(幅員= W)但し、ガイドレール等の転落防止施設を設ける場合には、その内法を道路幅員とする(幅員= W')なお、擁壁高さ(H)が1.5mを超える場合又は、特定行政庁が安全性の観点から必要と判断した場合には転落防止のために安全施設を設けること。



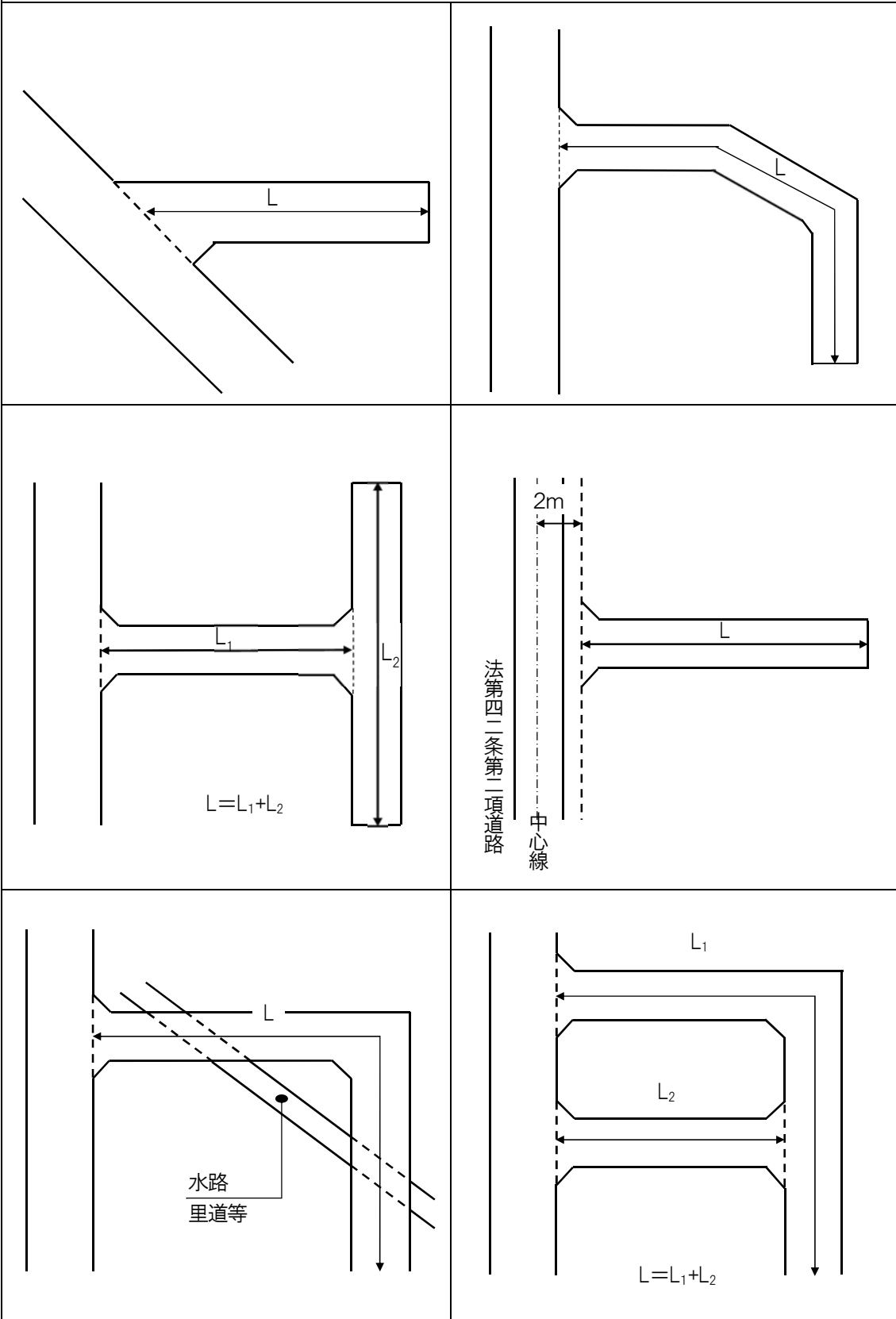
里道等

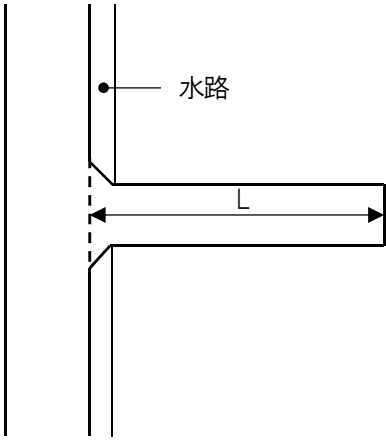
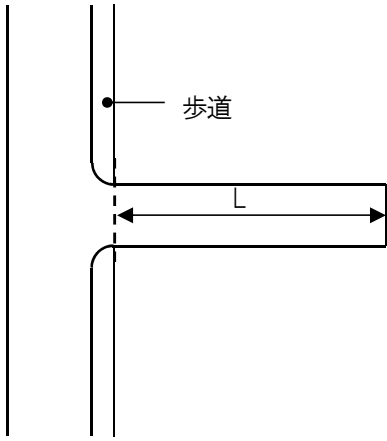


幅員の表示
 $W=4\sim 5m$

2. 道路延長の測り方

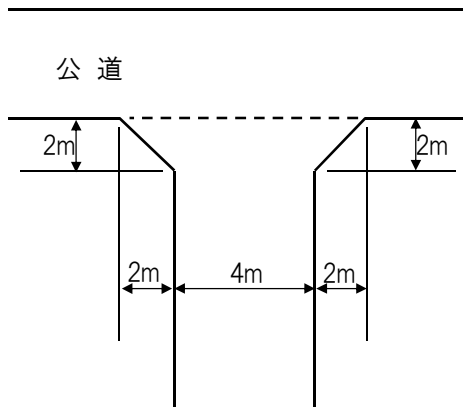
注：延長はすべて中心線における実際の延長距離で計測する



 <p>水路</p> <p>L</p> <p>The diagram shows a waterway layout. A vertical line on the left represents a main channel. A horizontal line branches off to the right, with a double line indicating its width. A dashed vertical line is positioned at the start of the horizontal branch. A double-headed arrow labeled 'L' indicates the length of the horizontal section. A dot with a line points to the label '水路' (Waterway).</p>	 <p>步道</p> <p>L</p> <p>The diagram shows a pedestrian path layout. A vertical line on the left represents a main path. A horizontal line branches off to the right, with a double line indicating its width. A dashed vertical line is positioned at the start of the horizontal branch. A double-headed arrow labeled 'L' indicates the length of the horizontal section. A dot with a line points to the label '步道' (Pedestrian path).</p>

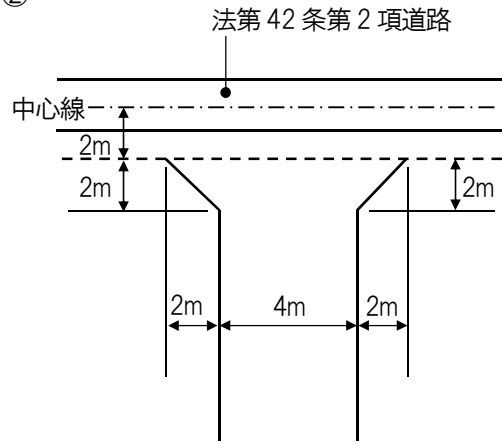
3. 隅切り

①



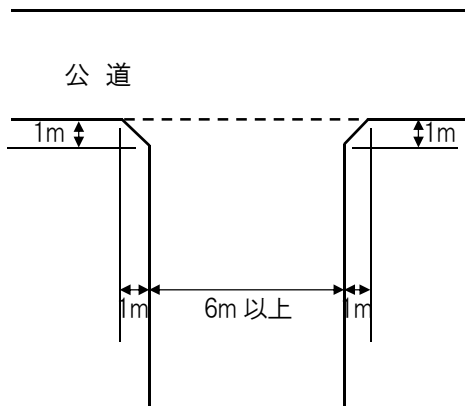
幅員が6m未満の場合、上記寸法を内包すること

②

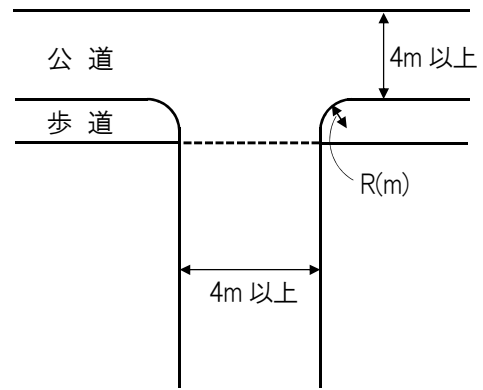


幅員が6m未満の場合、上記寸法を内包すること

③

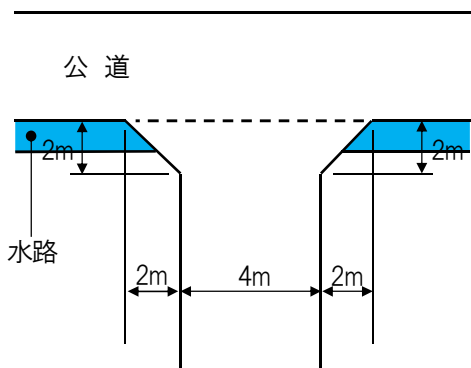


④



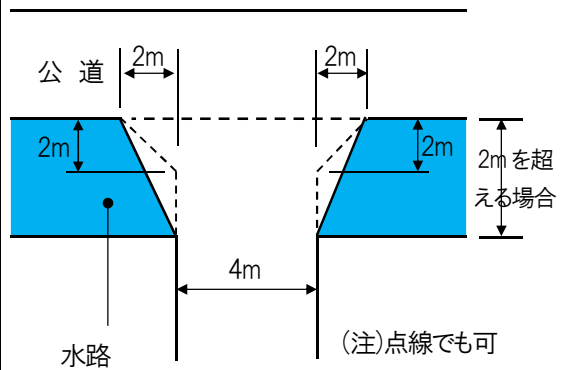
道路管理者との協議に基づいて施工されたもの。
R: 道路管理者と協議による必要寸法(半径)

⑤



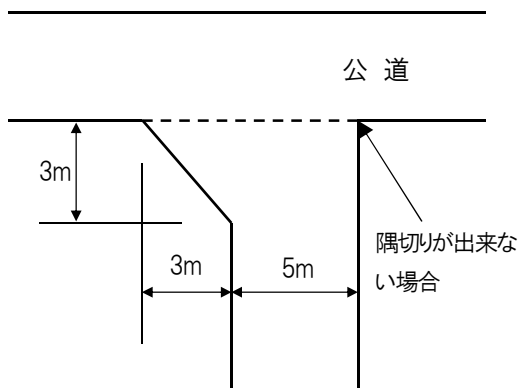
橋梁等の設置例①
(隅切り寸法については①～③による)

⑥



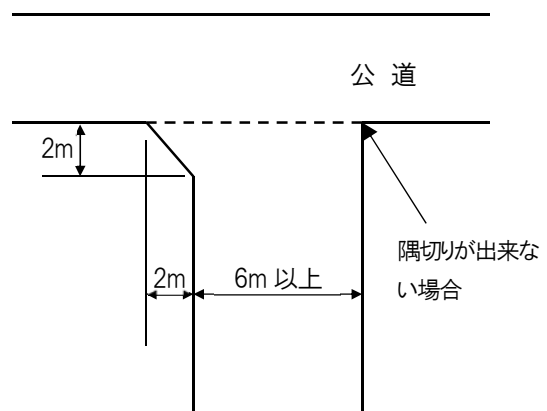
橋梁等の設置例②
(隅切り寸法については①～③による)

⑦

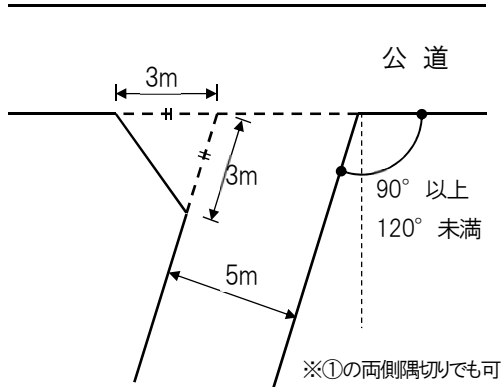


幅員が5m未満の場合、上記隅切りを確保すること。
幅員が5mを超え、6m未満の場合、上記寸法を内包すること

⑧

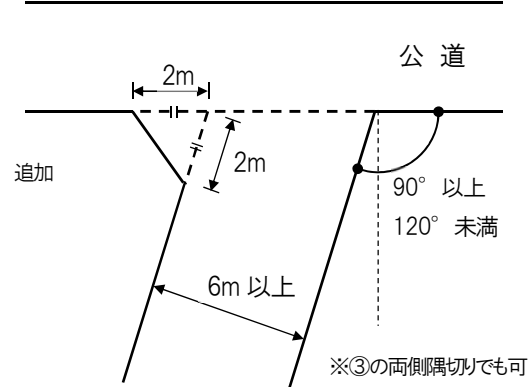


⑨

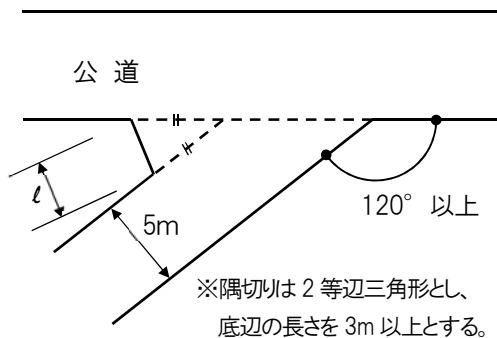


幅員が5m未満の場合、上記隅切りを確保すること。
幅員が5mを超え、6m未満の場合、上記寸法を内包すること

⑩

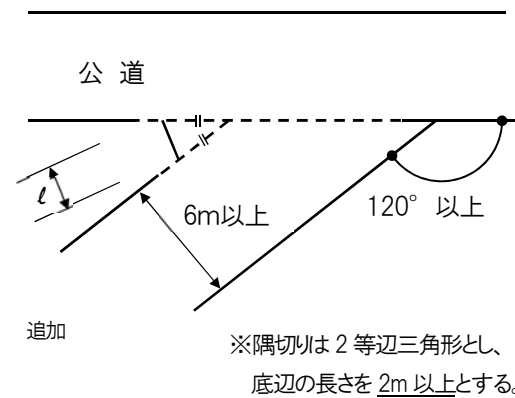


⑪

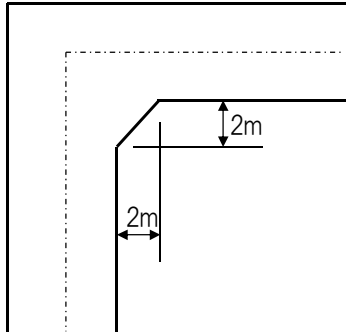


幅員が5m未満の場合、上記隅切りを確保すること。
幅員が5mを超え、6m未満の場合、上記寸法を内包すること

⑫

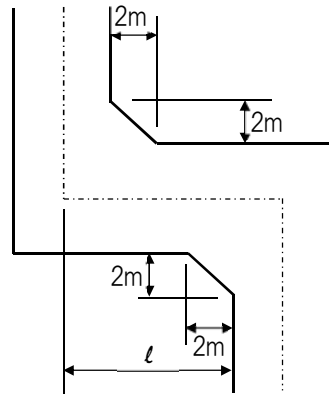


⑬



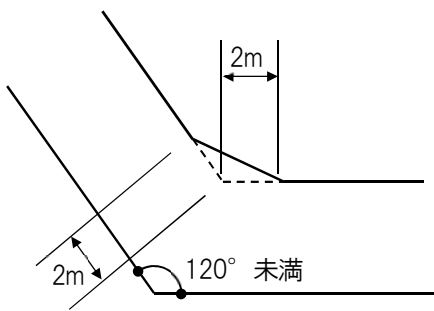
※幅員に関係なく

⑭



※ l } 幅員 } に関係なく

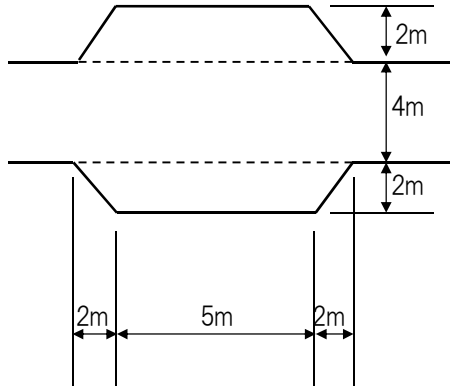
⑮



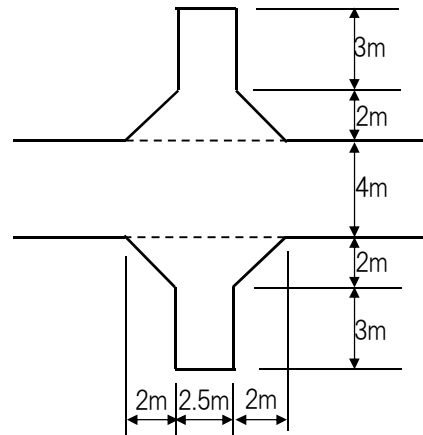
※幅員に関係なく

4. 転回広場 (中間に設ける場合) ※各転回広場を内包することも可

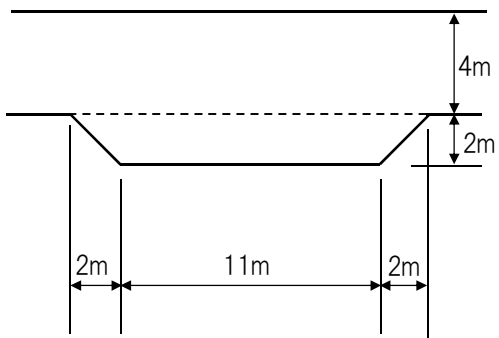
(2-1)



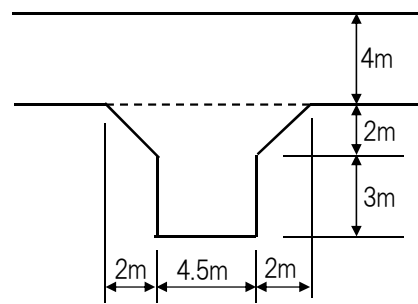
(2-2)



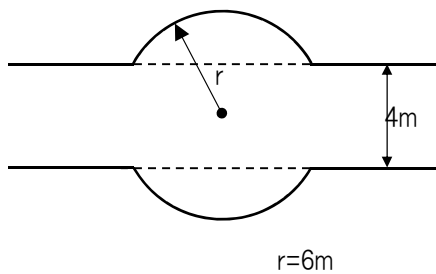
(2-3)



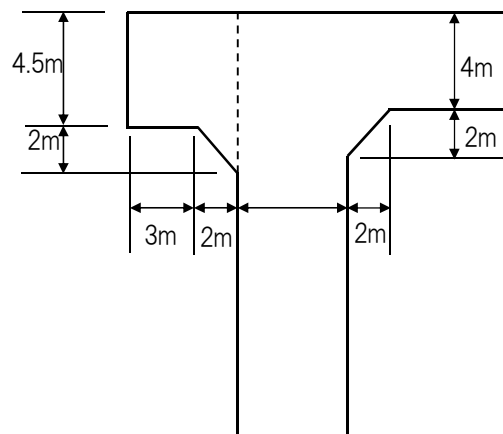
(2-4)



(2-5)

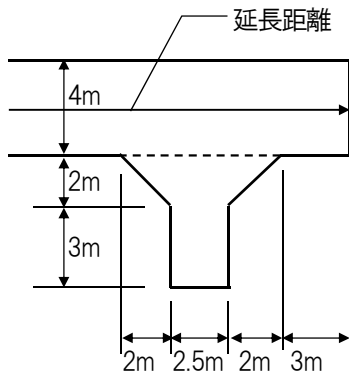


(2-6)

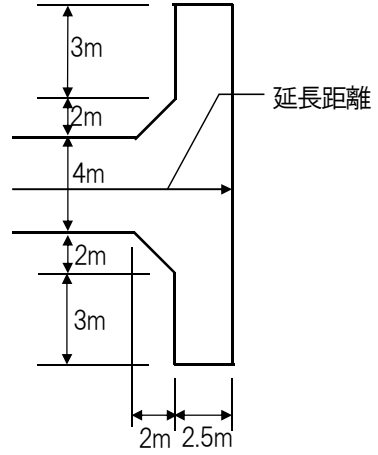


5. 転回広場 (終端に設ける場合) ※各転回広場を内包することも可

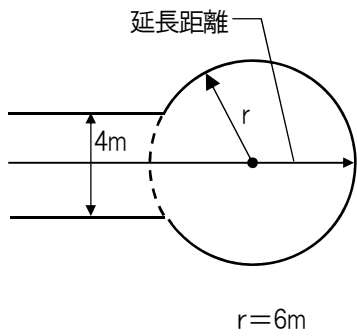
(3-1)



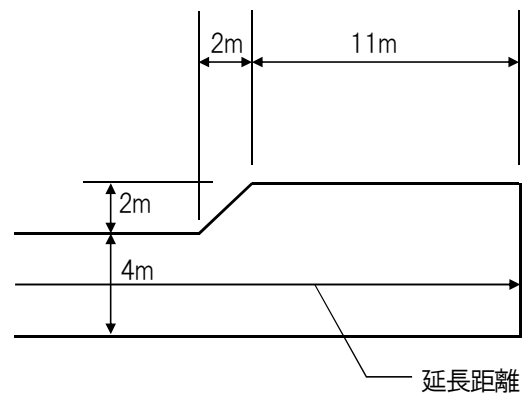
(3-2)



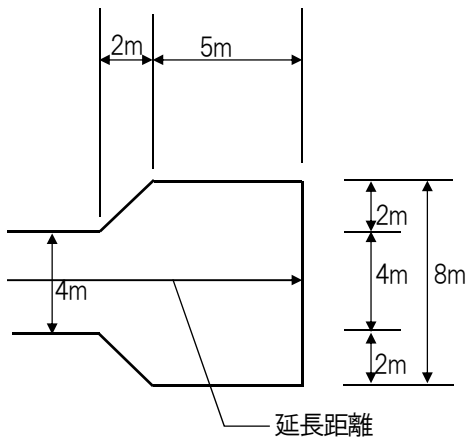
(3-3)



(3-4)

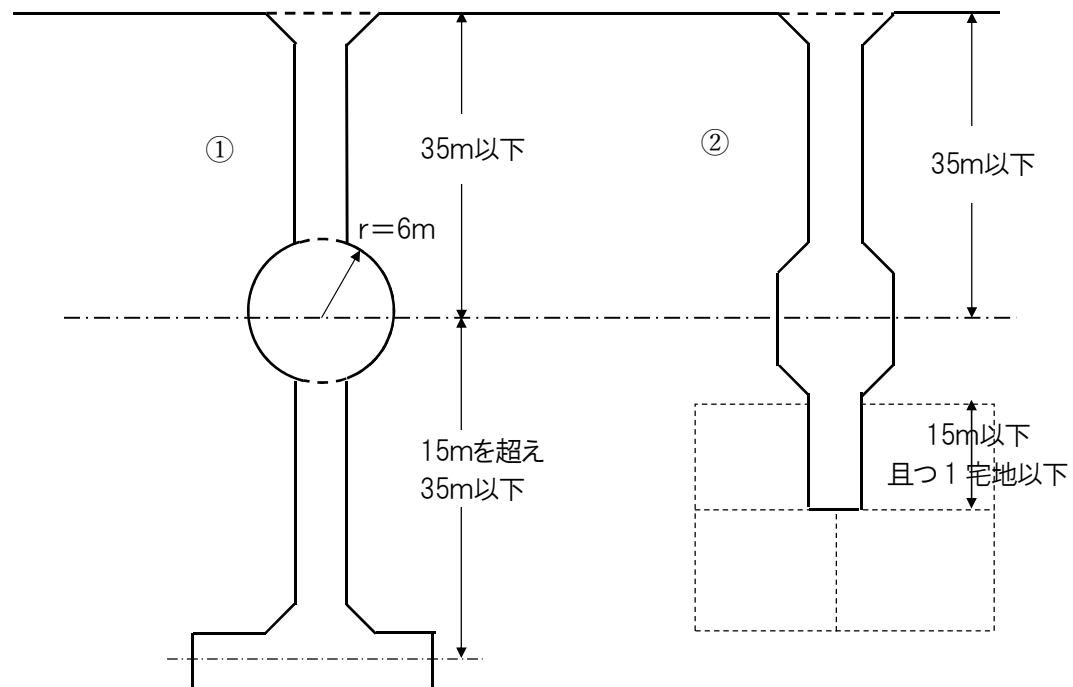
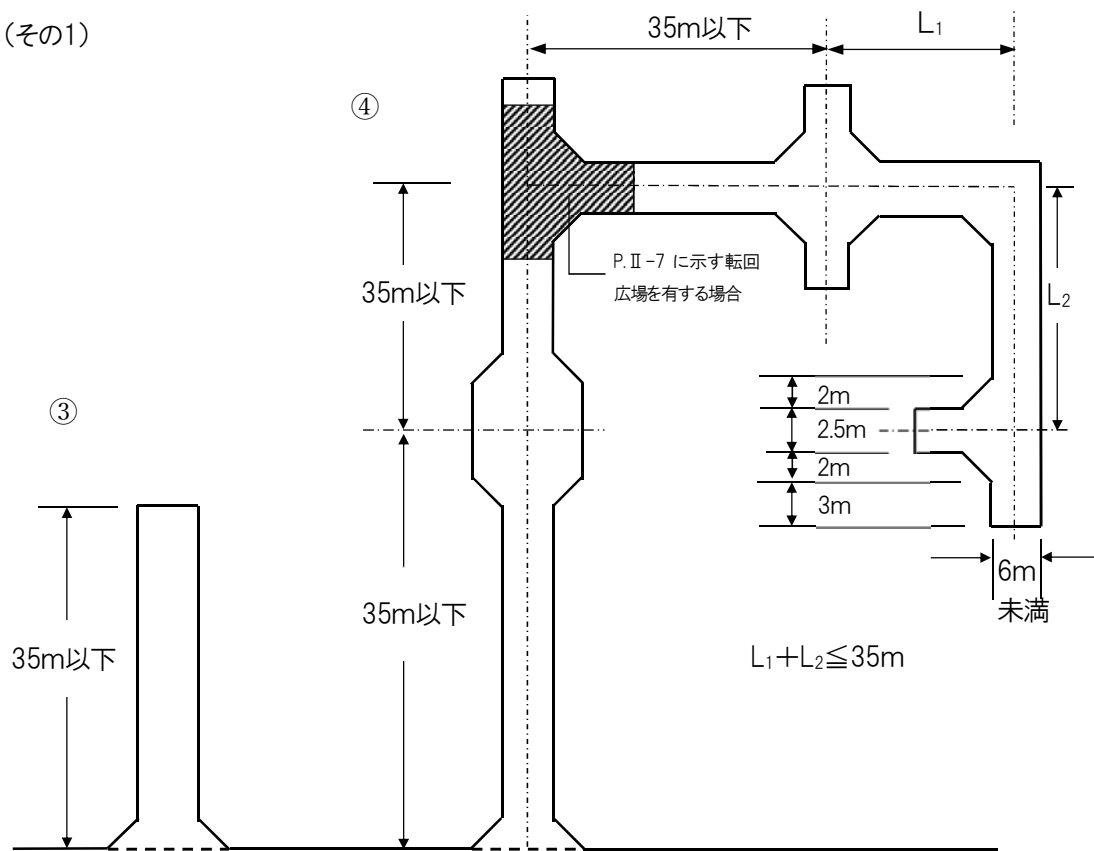


(3-5)



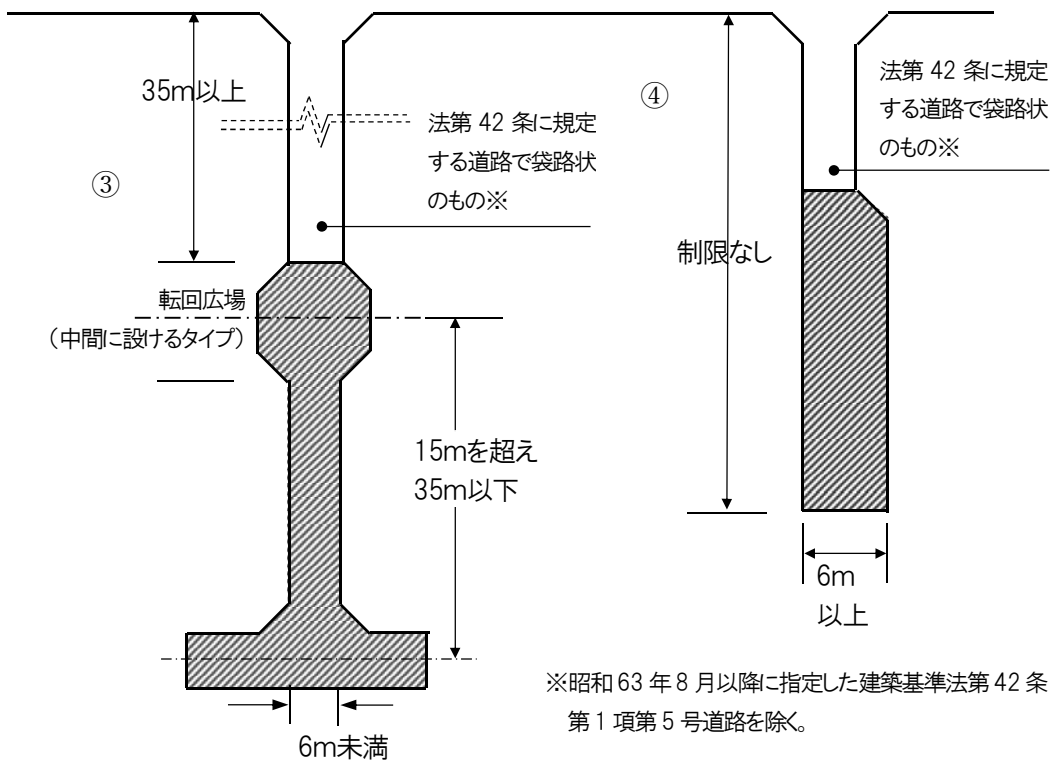
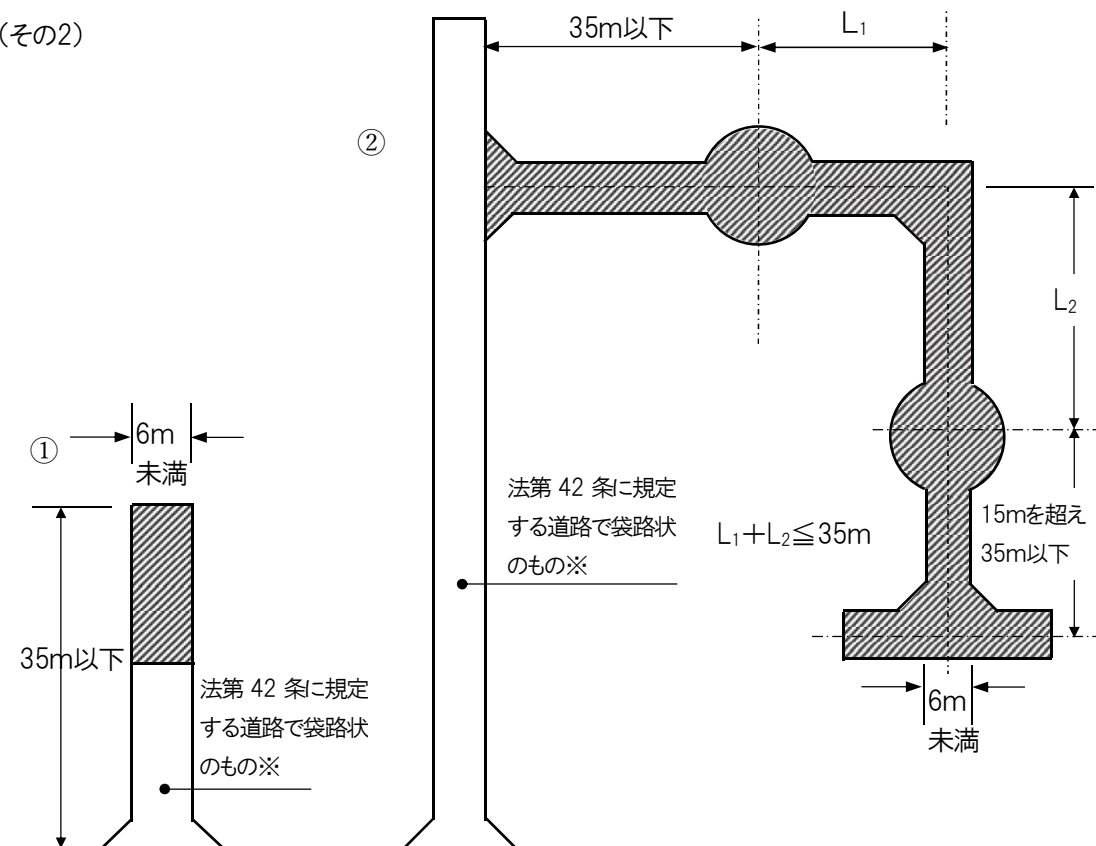
6. 建築基準法施行令第144条の4第1項第1号における幅員6m未満の袋路状道路

(その1)



6. 建築基準法施行令第144条の4第1項第1号における幅員6m未満の袋路状道路

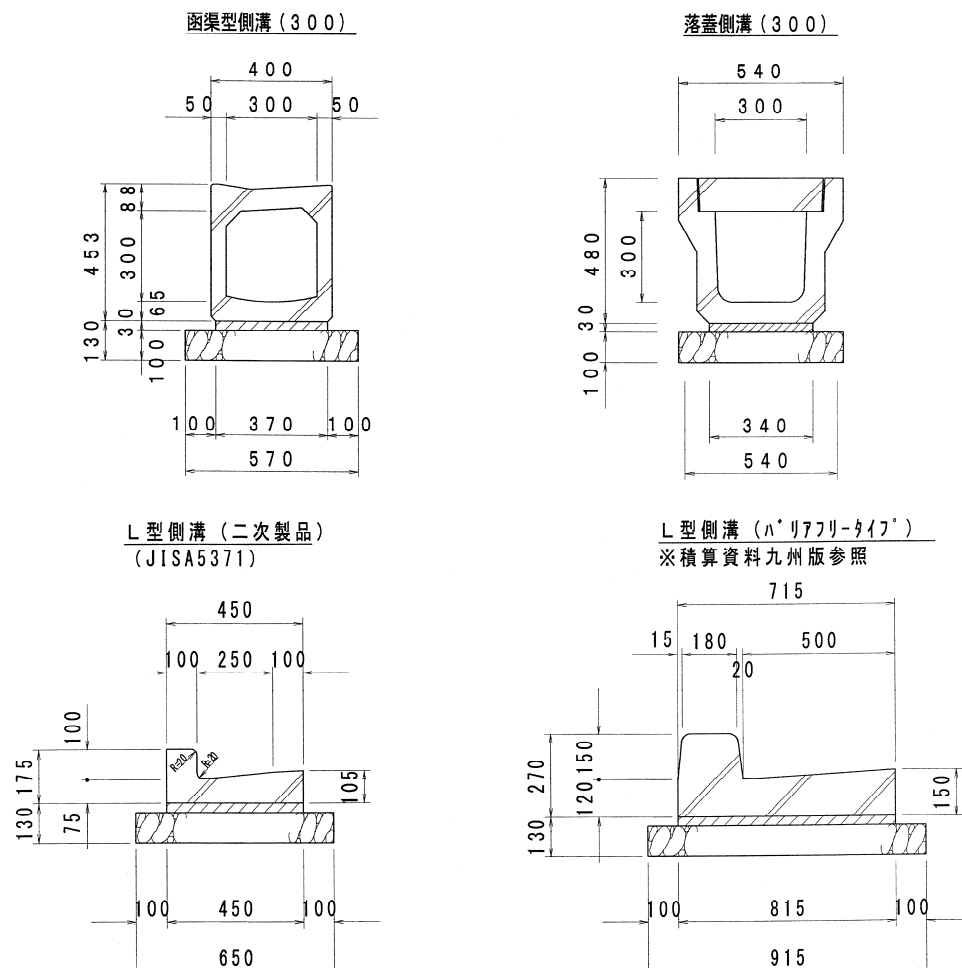
(その2)



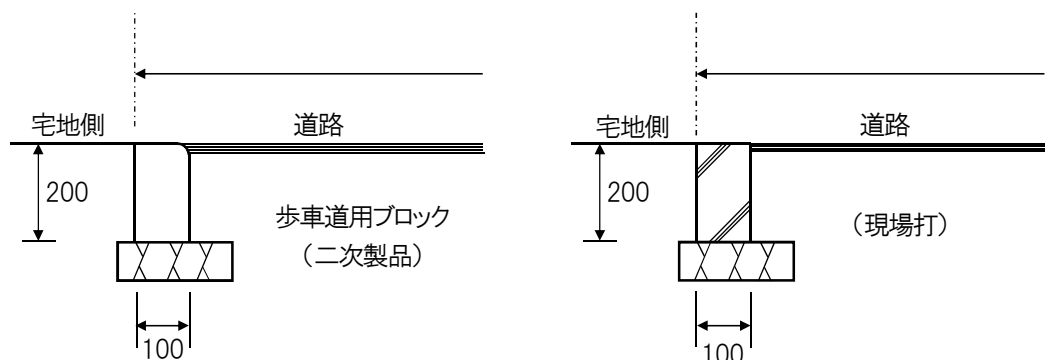
※昭和 63 年 8 月以降に指定した建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路を除く。

7. 建築基準法施行令第144条の4第1項第5号における側溝等の構造基準

1. 道路と敷地との境界には、周辺の状況、道路幅員等により下図に示す側溝を標準として設置すること。ただし、これにより難しい場合は土木構造物標準設計等により適正な構造で設置すること。また、JIS規格U型、L型の鉄筋コンクリート側溝を使用する場合はJISA5371（300～450）及びJIS5345（250～350）を使用すること。



8. 建築基準法施行令第144条の4第1項第5号における袋路状道路における終端の構造基準



Ⅲ 佐賀県道路位置指定事務処理要領

道路位置指定事務処理要領

- (1) 各土木事務所において、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路位置指定をうけようとする者から申請書を受理した場合は、当該申請について(4)による審査を行い、適合していると認めるときは、現場確認を行うものとする。
- (2) 各土木事務所長は現地確認の結果、申請書と相違ない場合は、道路の位置の指定をするものとする。
- (3) 各土木事務所長は道路の位置の指定をした場合は、建築基準法施行規則第 10 条の規定によりその旨を公告し、かつ申請者に通知するものとする。
- (4) 道路位置指定申請にかかる次の書類の審査は記載事項の不確実、記載漏れ、添付書類の不備、脱落等のないように留意する。

(イ) 申請書

佐賀県建築基準法施行細則に定める道路位置指定申請書に必要事項が記入され、必要箇所に捺印されていることを確認する。

(ロ) 添付書類

1. 建築基準法施行規則第 9 条に掲げるもの
 - ① 付近見取図
 - ② 公図(字図)(原本又は写しとし、申請道路部分及び開発区域を明示。)
 - ③ 指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「土地」という。)の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第四百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。
2. 佐賀県建築基準法施行細則第 9 条第 2 項に掲げるもの
 - ① 権利者の印鑑登録証明書(管理権者又は使用権者も同様とする。)
 - ② 土地の登記事項証明書
 - ③ 公有水面等を使用する場合は、その使用(占有)許可書の写
 - ④ 地目が農地のときは所属農業委員会の現況証明書(農地転用許可証の写も可とする。)
3. 土地利用計画平面図
4. 断面図(縦断・横断)
5. 求積図(地積測量図)
6. 農道、里道又は用悪水路を含めて道路位置指定の申請をする場合は、その管理者の許可又は、承諾を証する書類
7. 申請道路の排水先が河川、既存側溝等の場合、その管理者又は所有者の承諾書等、また、申請者と排水経路を設置する土地所有者が相違する場合は土地所有者の承諾書等

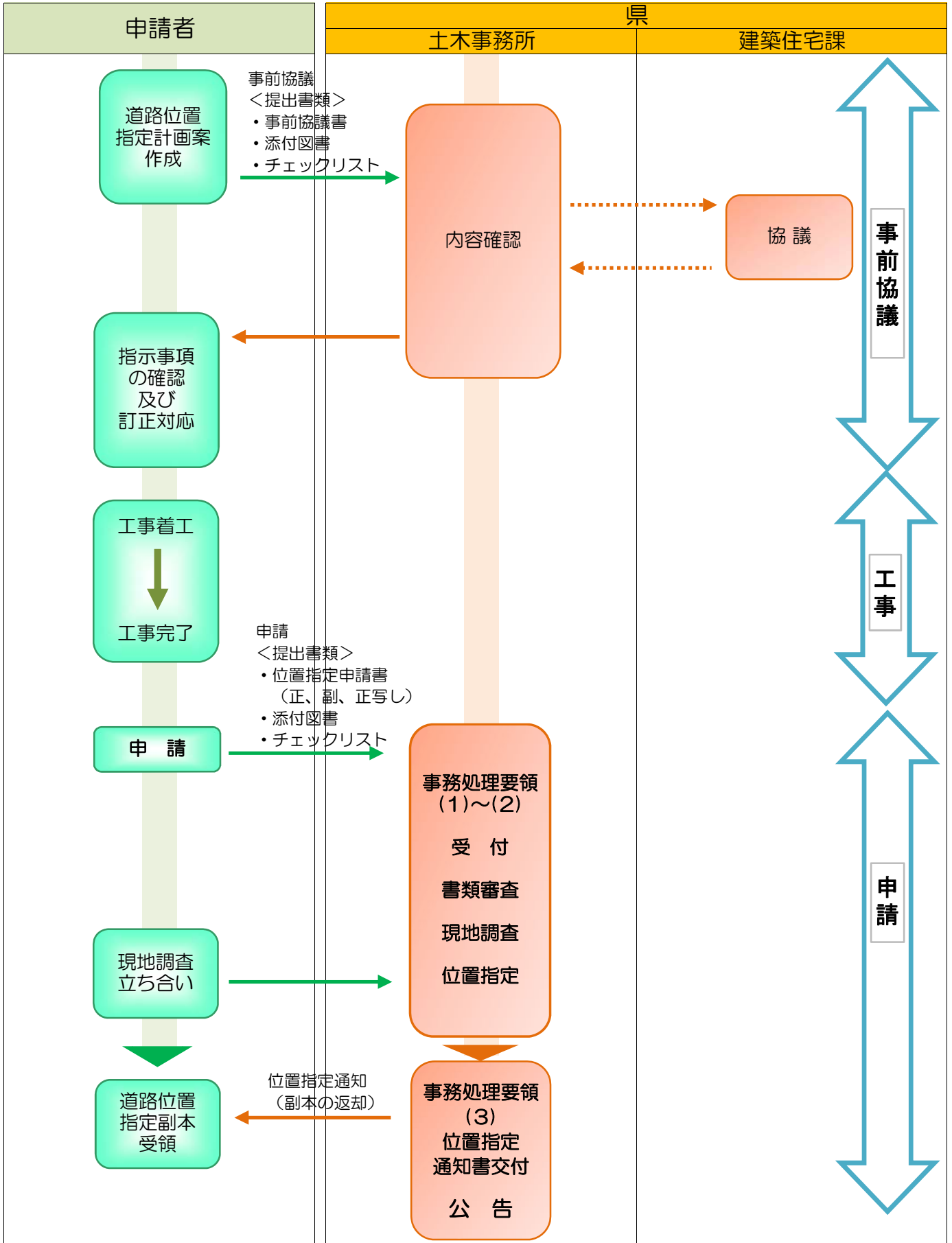
8. 土地の所有者の住所が申請書および印鑑登録証明書と土地の登記事項証明書において相違する場合は、所有者の住民票
 9. 申請者に代わり、代理者が申請手続きを行う場合、委任状
 10. 道の竣工写真
 11. その他特定行政庁が必要と認める図書
- ※既存位置指定道路に接続している場合は、申請者とその道路管理者(所有者)との協議の有無を確認すること

(5)その他

1. 道路位置指定申請書の確認
 - ① 「住所」について、「○番○号」もしくは「○番地の○」となっていることを確認する。
 - ② 「指定道路の位置」について、道路となる形状に分筆された関係地番のすべてが記入されていることを確認する。
 - ③ 「幅員」、「延長」について、技術基準に基づいて測定されていることを確認する。(記入寸法は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨て)
 - ④ 「使用権者」について、利用権を有するものではないことに注意する。(例:Aの所有地をBが借りている場合はBが土地使用権者である。)
2. 所有権者・管理権者・使用権者以外の権利を有する者(抵当権者等)の承諾書にも印鑑登録証明書が添付されていることを確認する。
3. 添付書類、承諾書等の捺印が朱肉印であることを確認する。(印のコピーは不可)
4. 市街化区域においては1,000㎡以上、都市計画区域及び準都市計画区域(市街化区域及び市街化調整区域は除く。)では3,000㎡以上の開発行為をする場合は、都市計画法による開発許可が必要であるがその許可を受けた道路は位置指定の必要はない。
5. 道路位置指定の申請については、事前協議を行い、計画の適正等について確認したものについて受理すること。
6. 別紙で承諾書が添付されている場合は、「○番○号(○番地の○)の土地を道路位置指定に含めることについて承諾する。」旨が明記されていることを確認する。

道路位置指定申請手順

※道路位置指定申請をされるには事前協議が必要です



IV 佐賀県道路位置指定申請の解説

1. 佐賀県道路位置指定申請の解説について

建築基準法(以下「法」)第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定に関する取り扱いは、建築基準法施行令第144条の4(以下「令」)及び建築基準法施行規則第9条並びに佐賀県建築基準法施行細則第9条から第12条に定められた道に関する基準によるほか、佐賀県道路位置指定の技術基準及び佐賀県道路位置指定事務処理要領により取り扱うものである。

本解説は、上記で定めるものの他、各規定の取り扱いについて取りまとめたものである。

2. 事前協議及び取扱基準について

(1)事前協議

道路の位置の指定、変更又廃止を行う者は、事前に特定行政庁と協議を行い、計画の適正等について確認した上で申請を行うこと。

事前協議時は、事前協議書に付近見取図、公図(字図)、土地利用計画平面図、断面図(縦断・横断)、現況写真、チェックリストを添付すること。

なお、道路位置指定の申請については、事前協議を行ったものについて受理することとする。

(2)取扱基準

位置指定道路は、法第42条に規定する道路に接続するものであり、かつ指定に伴う開発面積が、原則、都市計画法第29条第1項による許可を必要とする面積未満であるものとする。

また、関係規定を適用する際の指定道路部分の取り扱いについて、以下のとおり定める。(表-1参照)

①法第43条の接道上有効な部分の取り扱い

接道上有効な道路の部分は、道路区域のうち、道路敷きを除く部分で、延長距離の範囲とする。

②法第44条の道路内の建築制限の適用を受ける部分の取り扱い

道路内の建築制限の適用を受ける部分は、道路位置指定範囲の全てとする。

③法第56条の道路斜線を適用する際の道路部分の取り扱い

道路斜線を適用する際の道路の部分は、道路位置指定範囲の全てとする。

なお、転回広場及び隅切り部分は、道路斜線を適用する際の道路部分には含まない。

表-1

各部分	接道 (法第43条)	建築制限 (法第44条)	道路斜線 (法第56条)
指定道路部分	可	制限有り	対象
隅切り部分	可	制限有り	対象外
転回広場部分	可	制限有り	対象外

3. 補足する技術基準について

(1) 指定道路の延長距離及び幅員等の考え方

1) 延長距離

道路の延長距離は、道路の中心線で計測する。(図-1参照)

位置指定道路の範囲と有効延長距離が相違する場合、申請書に記載する延長距離は有効延長距離とする。(図-2参照)

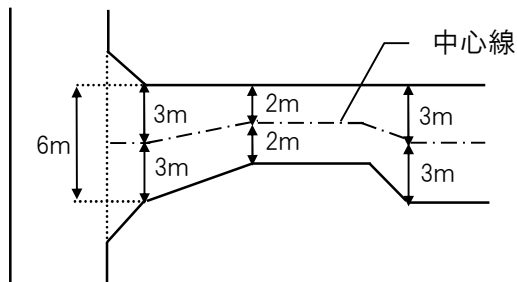


図-1

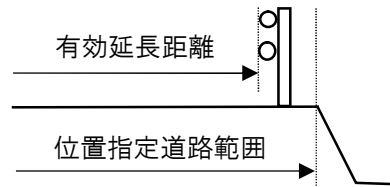


図-2

屈折部、湾曲部の延長の測り方は、図による。(図-3、4参照)

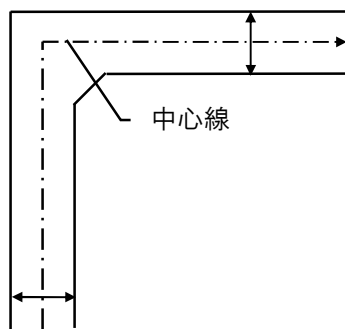


図-3

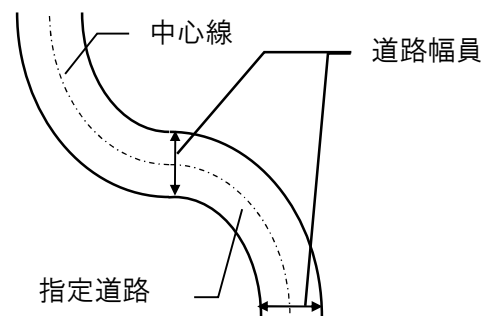


図-4

勾配がある場合は、実際の計測距離を延長距離とする。(図-5参照)

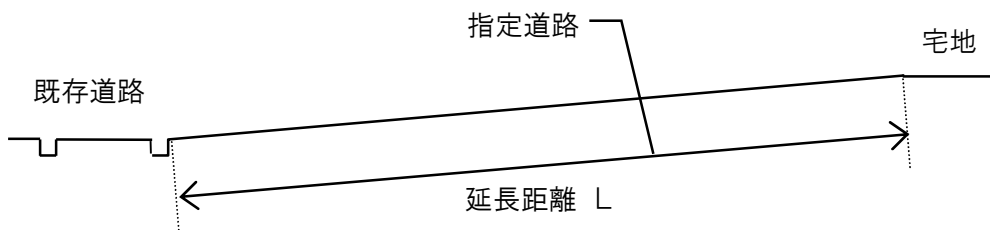


図-5

2) 幅員

道路幅員は、道路区域の中で、一般通行の用に供する部分であり、人及び自動車が支障なく通行できる部分とし、勾配がある場合は、水平距離を幅員とする。

道路の有効幅員は、道路の中心線に対し直角に計測し、縁石が突出している場合はその内面まで(図-6参照)、蓋なしの側溝の場合はその内面の内側まで(図-7参照)、蓋付の側溝の場合は外面の外側まで(図-8参照)を計測する。また、道路内に電柱・ガードレール等がある場合には、それらを含まない寸法を有効幅員とする。

なお、申請書に記載する幅員は有効幅員とする。(図-9参照)

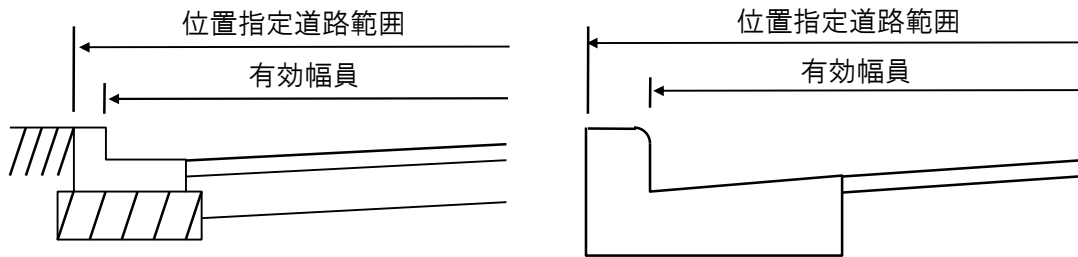


図-6

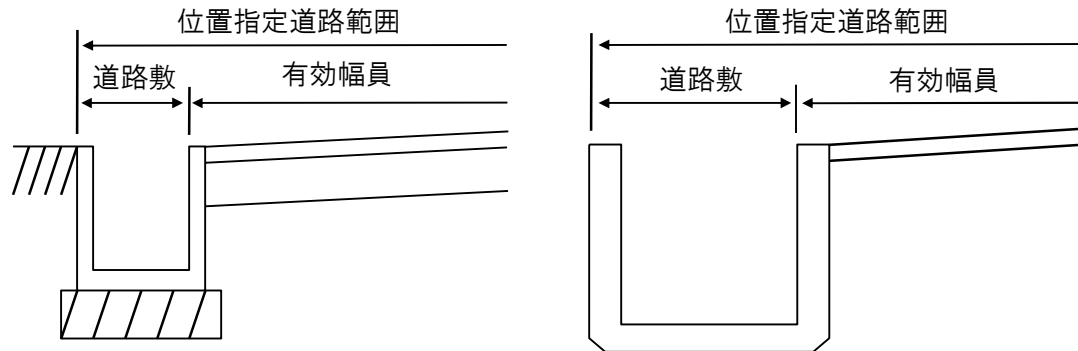


図-7

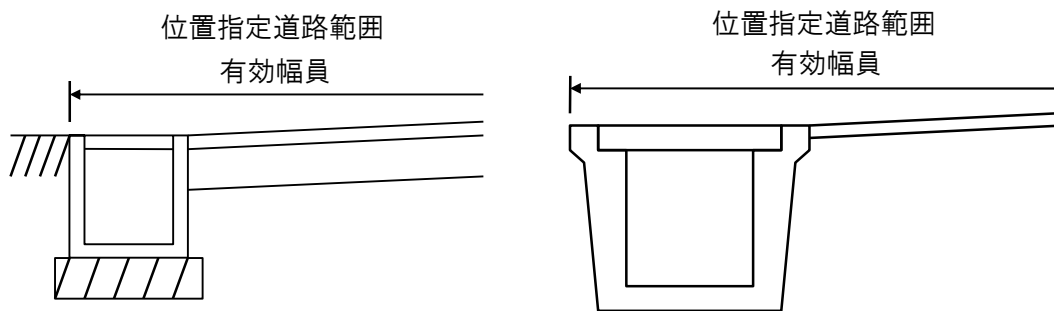


図-8

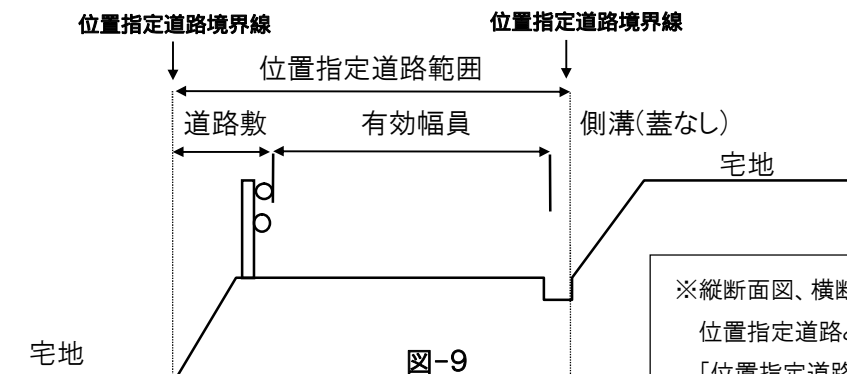


図-9

※縦断面図、横断面図において、
位置指定道路との境界線に
「位置指定道路境界線」と明記する

3) 幅員6m未満の袋路状道路

幅員6m未満の袋路状道路については、「佐賀県道路位置指定の技術基準 6.」の取り扱いによる。

なお、中間転回広場から15m以下且つ1宅地以下の考え方については下記のとおりとする。
(図-10参照)

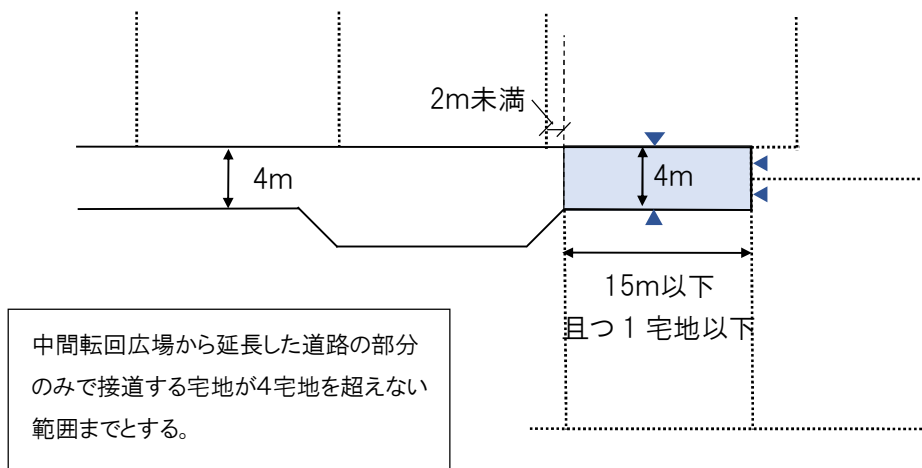


図-10

(2) 道路の構造

道路の構造は、人、自動車等の通行に対し安全な構造とするため、以下の基準によること。

1) 舗装

道路の舗装は、原則として、アスファルト舗装、コンクリート舗装を標準とし、砂利敷き舗装とする場合は、ぬかるみとならない構造とすること。

2) 勾配

道路縦断勾配は、原則、最大12%以下とする。

3) 路肩、法面等の処理

道路の路肩及び法面等は、容易に崩壊することがないように擁壁を設けるか、土質に応じた法勾配とすること。なお、高さが1mを超える土留めについては、構造安全性について確認を行うこと。

4) 道路の排水

道路には、路面の排水を適切に行うため、必要な断面の側溝等を設けるとともに、河川、接続道路の道路側溝等、適切な排水先に接続すること。

(標準) 道路の両側に設ける場合: 呼称 250 以上
道路の片側に設ける場合: 呼称 300A 以上

5) 高低差がある場合の道路の安全対策

道路面の高さが周辺の土地に対し1.5m以上高い場合は、その部分に通行者の転落防止のため、ガードパイプ等を設置すること。また、特定行政庁が安全性の観点から必要と判断した場合には、転落防止のための安全施設を設けること。

(3) 転回広場

1) 設置基準

① 位置

幅員4m以上、6m未満の道路の延長が35mを超える場合は、区間35m以内毎及び終端に転回広場を設けること。

② 形状

「佐賀県道路位置指定の技術基準 4.5」による。

2) 道路敷等がある場合の転回広場起点の取り扱いについて

接続道路に道路敷や水路等(以下、「道路敷等」という。)がある場合の、転回広場の位置を定める為の道路の長さの起点については下記のとおりとする。(図-11参照)

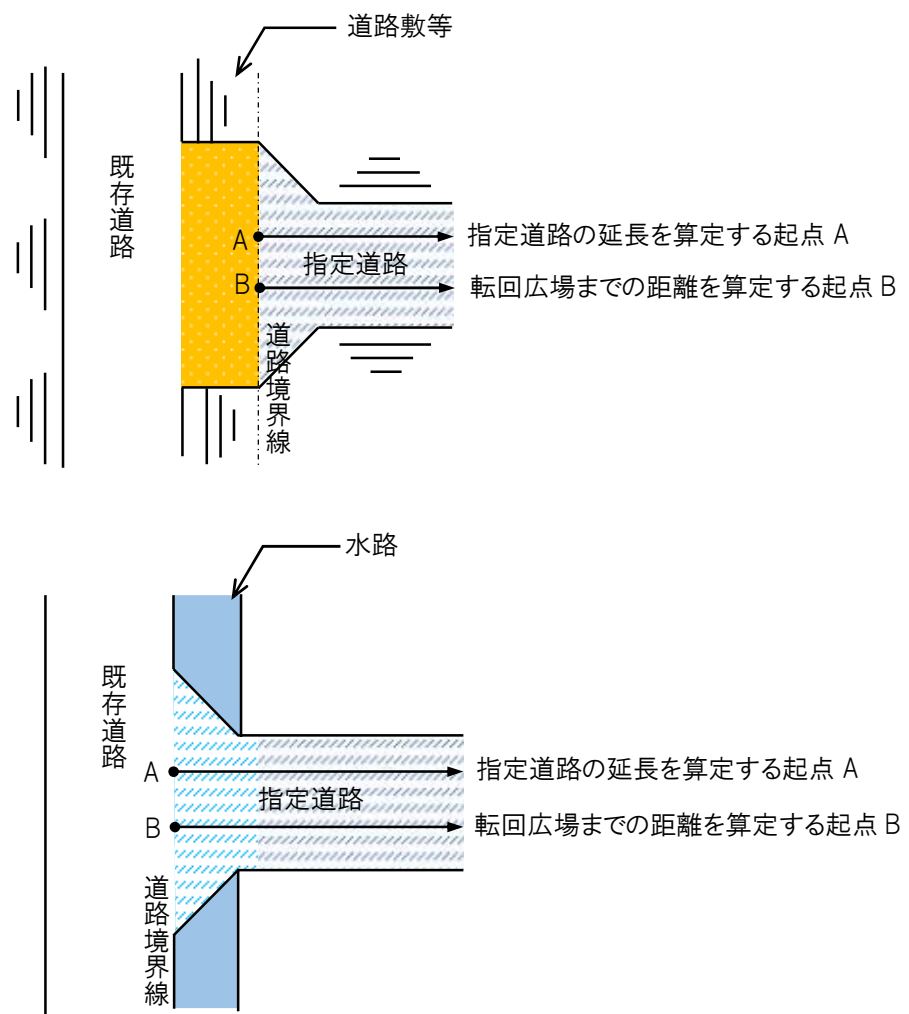


図-11

3) 2項道路に接続する場合の転回広場起点の取り扱いについて

指定道路が2項道路に接続する場合の転回広場の起点は、2項道路の中心線から2m(道路後退線)の位置とし、隅切りについても同位置から設けるものとする。
 なお、道路後退線部分については、分筆が必要。(図-12参照)

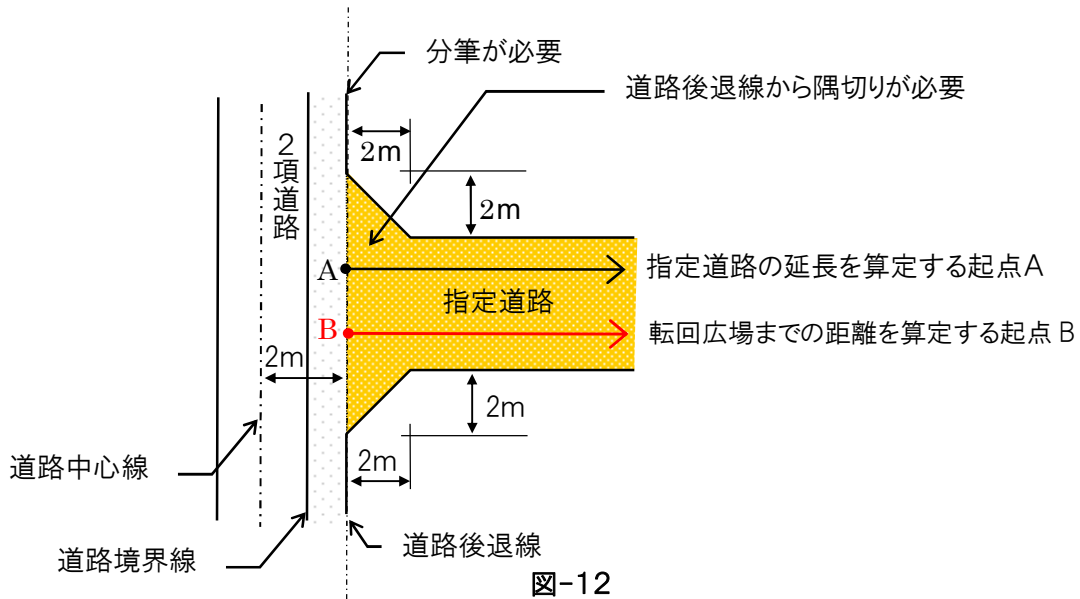


図-12

(4) 隅切り

1) 形状

「佐賀県道路位置指定の技術基準 3」による。

2) 幅員の異なる道路として指定する場合

幅員6m以上の袋路状道路の終端に接続して指定する場合、または、位置指定の範囲において幅員が異なる場合は、隅切りを設ける。(図-13、14参照)

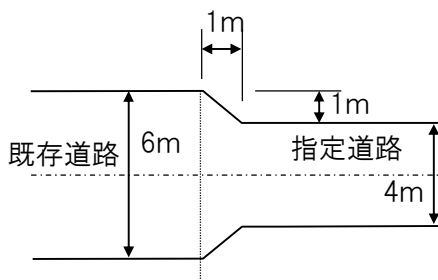


図-13

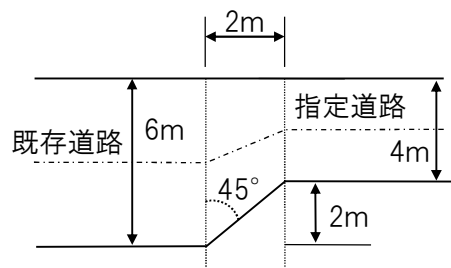


図-14

(5) 指定道路の位置の明示

指定道路の道路、転回広場及び隅切り部分は、側溝等の構造物、金属プレート、縁石等、耐久性のある構造物又は材料により、現地でそれらの位置・形状を明示すること。

(6) 開発区域内外の排水処理

開発区域の宅地及び道路等の排水は、流域を考慮し、その流量に応じた排水設備※1により、河川、水路又は接続道路の側溝(道路管理者が認めるもの)等、適切な放流先に接続すること。

1)流域が開発区域内である場合

流域が開発区域以内である場合は、雨水流量計算によらず3.の(2)の4)で設置する道路側溝とすることができる。

※1 原則、排水設備の断面、能力は、雨水流量計算※2により決定すること。

※2 雨水流量計算は、「開発の手びき」(最新版)による。

2)流域が開発区域以外の流域を含む場合

開発区域以外の流域の雨水等を含む場合は、雨水流量計算等を行い、排水設備の断面、能力を決定すること。

3)既存の指定道路から指定道路を延長する場合の排水設備

申請開発区域内の排水を既存の指定道路の側溝に接続しようとする場合で、それぞれの開発区域面積の合計が 3,000 m²以上となる場合は、申請開発の流域と既存開発の流域を合わせた範囲を流域面積として雨水流量計算等により、既存の指定道路の側溝断面が、計算で求める必要断面以上となることを確認すること。

既存側溝の断面が不足する場合は、既存側溝の改修を行うか、既存側溝以外の有効な排水設備を設置すること。

4. 添付図書及び記載事項について

(1)添付図書

申請は、道路の位置の指定申請書[様式第9号]に、付近見取図、公図(字図)、土地利用計画平面図、求積図、断面図(縦断、横断)、占用許可書、承諾書等及びその他必要であるとして特定行政庁が求める図書を添付し申請を行うものとする。

(2)申請書等の記載事項

1)申請書

①申請者

指定を受けようとする道路(以下「申請道路」という。)の築造に関し、その土地に権利を有する者、又は、その土地に権利を有する者より承諾を得た者とする。

②申請道路の区域

申請道路の区域には、隅切り部分、転回広場の部分を含むものとする。また、原則として、道路敷の部分(法面等)も含むものとする。(図-9参照)。

③申請道路の地名、地番

申請に関わる道路部分は、道路形状に分筆し、位置指定の範囲となる地名、地番(地番及び号を含む。)を記入する。

なお、公的機関(地方公共団体、土地改良区等)が所有管理する土地については、分筆を要しないこととし、それらの土地を位置指定範囲に含む場合は「〇〇地先里道(水路)」と記入する。

④申請道路の幅員・延長

技術基準により、各数値を記入する。なお単位は、メートル(小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨て)とする。

2)添付図書

①付近見取図(縮尺:1/3000以上)

方位、申請道路の位置、目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

②公図(字図)(原本又は写し)

不動産登記法第14条地図等の内容を証明した、位置指定形状に分筆後の書面原本又は写しを添付する。

また、申請道路部分及び開発区域を明示する。

③土地利用計画平面図(縮尺:1/100、1/200、1/300、やむを得ない場合1/500)

i) 申請道路部分を明示し、幅員、延長、区間別延長、区間別勾配、隅切り、転回広場の寸法、道路構造物等の位置、境界表示方法、既存建築物の位置、その他計画内容を示す事項を明示する。

ii) 接続道路については、道路種別、幅員及び、位置指定道路の場合はその指定番号と指定年月日を記入する。

iii) 申請道路における道路側溝等の排水施設、勾配及び流末経路を図示する。

iv) 開発区域を明示し、宅地割り、電柱等の設置(予定)位置及び既存建築物を明示する。

なお、宅地割りについては、法第43条第1項に適合させるとともに予定建築物に応じて条
例で定める接道長さを満足できるように配置すること。

v) がけ・擁壁等、高低差のある場合は、その数値を表示する。

vi) 図面の凡例表示として、開発区域を朱線引き、道路区域を着色するなど、計画内容の表現に努めること。

※ ②、③の図書は、共通図書として作成しても差し支えない。

④断面図(縮尺:1/50)

i) 横断面図: 側溝・縁石・道路面の構造等を図示し、横断勾配、幅員を表示する。なお、擁壁、ガードレール等がある場合は、その断面も図示する。

ii) 縦断面図: 縦方向に高低のある場合は、道路の総延長と区間別に延長、高低差、勾配(%)等を図示する。また、始点・終点の構造についても図示する。

※ 申請道路の境界部分については「位置指定道路境界線」と明示する。

⑤求積図(地積測量図)

道路区域の面積及び各敷地の面積を算定する。

また、開発面積には道路区域部分を含むものとする。

なお、開発面積については、各土木事務所の開発担当と事前に協議を行い、開発許可に該当しないか確認すること。

※ 開発の面積

申請に関わる開発部分の数値を記入する。また、申請道路の面積を含むものとする。なお、単位は平方メートル(小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨て)とする。

⑥道路管理者承諾書

申請道路を基準に適合するように管理するものが記載すること(道路の築造者である申請者若しくは道路となる土地の所有者(里道、水路等の公共物の管理者を除く))

(3)承諾関係の添付図書

1)道路の敷地となる土地等の承諾書

①承諾書の作成

(i) 道路敷地となる土地

権利別の承諾書に氏名及び現住所を記入し、実印により捺印する。

ただし、申請書もしくは別紙による承諾書に実印(印鑑登録証明書の添付は必要)を捺印した場合は、当該権利についての承諾は要しない。

(ii) 道路管理者

道路管理者承諾書(参考様式)に道路管理者の氏名及び現住所を記入のうえ捺印する。

②承諾を必要とする範囲

(i) 道路敷地となる土地

所有権者、抵当権者、根抵当権者、使用権者、その他、特定行政庁が必要と認める権利を有する者。

(ii) 道路管理者

道路の基準に適合するよう管理する者。(抵当権者、根抵当権者等の承諾は不要)

2)接続承諾書等

①公園、広場、その他これらに類するもの

令第144条の4第1項第1号ロで規定する終端が公園、広場、河川敷等に接続するもので、自動車の転回に支障がないものに接続している場合、その管理者又は所有権者の承諾書等。

②排水接続承諾書

申請道路の排水を河川、既存側溝等に接続する場合、その管理者又は所有権者の承諾書等。(接続道路の側溝に排水する場合は、道路法第24条工事施工承認書でも可)

※ 既存位置指定道路に接続する場合の協議

位置指定道路を延長する場合には、民事上のトラブルを回避するため、既存道路から延長部分への通行及び排水の接続について、既存指定道路の所有権者と申請前までに協議を行うことが望ましい。(協議書、承諾書等の添付は不要)

3)印鑑登録証明書

関係権利者全員の印鑑登録証明書を添付する。

法人の場合は、その法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書を添付する。

4)一般事項

① 申請道路を道路法による道路に接続する場合は、道路管理者の承諾書の添付は必要としない。(道路法第24条工事施工承認書の写しを添付すること)

② 権利者が未成年の場合は、法定代理人の承諾を要する。法定代理人のないときは、後見人承諾を要するものとする。

③ 公有地(里道、水路)を道路位置指定に含める場合は、里道及び、用悪水路についてはその

管理者の承諾書、公有水面については占用許可を要する。

なお、承諾書を添付する場合、「〇〇番〇〇号の土地を道路位置指定に含めることについて承諾する」旨を明記すること。

- ④ 土地の所有者の住所が申請書および印鑑登録証明書と土地の登記事項証明書において相違している場合は、住民票を添付する。
- ⑤ 関係権利の相続関係を明らかにする必要がある時は、戸籍謄本を添付する。また、原則として相続者全員の承諾及び印鑑登録証明書を必要とする。

(4)その他の添付図書

- 1)道路となる土地の登記事項証明書(申請日から3月以内)
- 2)申請者に代わり申請手続きを代理又は代行しようとする者は申請者の委任状
- 3)地目が農地のときは、所属農業委員会の現況証明書(農地転用許可書の写しも可)
- 4)写真等
道路の全体的な形態、起点、隅切り、屈折点、転回広場、終点等の形状及び寸法が分かる写真
- 5)その他、必要な図書
 - ①開発区域及び隣接地域における、既存建築物の道路斜線等の建築基準法上の適合性確認資料等
 - ②その他、特定行政庁が必要として認める図書

道路位置指定事前協議書

平成 年 月 日

佐賀県 土木事務所建築担当課 様

協議者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の申請を予定していますので、関係書類を添えて協議します。

1 敷地の地名地番 _____

2 都市計画区域の別 市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ 区域区分非設定 ・ 準都市計画区域 _____

3 用途地域 _____

4 予定建築物 _____

5 関係書類

- ・ 道路位置指定事前協議チェックリスト
- ・ 付近見取図 協議地を明示
- ・ 公図（字図） 道路部分の分筆予定線を明示
- ・ 土地利用計画平面図 事前協議チェックリストの内容を図面に明示
- ・ 断面図（横断・縦断）
- ・ 現況写真 土地利用計画図等に撮影方向を明示

太枠で囲まれている欄は記入しないでください。

受付印	回答日	備考	決 裁		
			主 事	係 員	担 当

道路位置指定事前協議チェックリスト

平成 年 月 日

確 認 事 項	申請者記入欄	事務所 確認欄	指示事項
1 位置指定道路の幅員・延長 <small>※幅員は水平距離、延長は実際の計測距離とする</small>	幅員	m	
	延長	m	
2 開発面積		㎡	
3 取り付け道路の種別	道路種別	()	
	道路幅員	m	
4 取り付け道路との接続部隅切り	両側 ・ 片側 ・ 無(歩道有)		
5 曲がり角部隅切り	有(基準適合) ・ 無		
6 転回広場	有(基準適合) ・ 無		
7 縦断勾配 <small>(原則、最大勾配は12%以下とすること)</small>	最大	%	
8 舗装の状況	アスファルト ・ コンクリート ・その他()		
9 側溝等の施設 <small>(解説Ⅳ-4参照)</small>	側溝の規格等()		
10 周辺土地との高低差 <small>(安全性の確認)</small>	有(m) ・ 無		
11 防護施設	有(擁壁・ガードレール) ・ 無		
12 道路管理者との協議状況	協議済(手続要 ・ 不要) ・ 未		
13 排水先管理者等との協議状況	排水先()		
	協議済(手続要 ・ 不要) ・ 未		
14 里道の有無 <small>(管理者との協議状況)</small>	有(協議済 ・ 未) ・ 無		
15 水路(敷)等の有無 <small>(管理者との協議状況)</small>	有(協議済 ・ 未) ・ 無		
16 地 目	宅地 ・ 雑種地 ・ その他()		
17 都市計画施設の有無	有() ・ 無		
18 災害危険区域等の有無	有() ・ 無		
19 既存位置指定道路に接続する場合、 道路管理者(所有者)との協議状況	済 ・ 未		
20 その他、特に事前協議を要する事項			

道路位置指定事前協議チェックリスト

記入例

平成 年 月 日

確認事項	申請者記入欄	事務所 確認欄	指示事項
1 位置指定道路の幅員・延長 <small>※幅員は水平距離、延長は実際の計測距離とする</small>	幅員	4.0~6.0 m	
	延長	40 m	
2 開発面積		2,980 m ²	
3 取り付け道路の種別	道路種別	(第42条1項1号)	
	道路幅員	10.5 m	
4 取り付け道路との接続部隅切り	両側 ・ 片側 ・ 無(歩道有)		
5 曲がり角部隅切り	有(基準適合) ・ 無		
6 転回広場	有(基準適合) ・ 無		
7 縦断勾配 <small>(原則、最大勾配は12%以下とすること)</small>	最大	8.5 %	
8 舗装の状況	アスファルト ・ コンクリート ・ その他()		
9 側溝等の施設 <small>(解説IV-4参照)</small>	側溝の規格等(300A)		
10 周辺土地との高低差 <small>(安全性の確認)</small>	有(0.8 m) ・ 無		
11 防護施設	有(擁壁・ガードレール) ・ 無		
12 道路管理者との協議状況	協議済(手続要) ・ 不要) ・ 未		
13 排水先管理者等との協議状況	排水先(公有水面)		
	協議済(手続要) ・ 不要) ・ 未		
14 里道の有無 <small>(管理者との協議状況)</small>	有(協議済) ・ 未) ・ 無		
15 水路(敷)等の有無 <small>(管理者との協議状況)</small>	有(協議済) ・ 未) ・ 無		
16 地目	宅地 ・ 雑種地 ・ その他()		
17 都市計画施設の有無	有(都市計画道路) ・ 無		
18 災害危険区域等の有無	有() ・ 無		
19 既存位置指定道路に接続する場合、 道路管理者(所有者)との協議状況	済 ・ 未		
20 その他、特に事前協議を要する事項			

道路位置指定書類審査チェックリスト

事前協議時から計画の変更がないか

有 ・ 無 ※有の場合の変更内容()

申請書・添付図書		内容(明示すべき事項)等	確認する事項	申請者 確認欄	土木 確認欄	
申請書	指定道路の位置 地名・地番	指定道路の地名・地番	公図(字図)、土地登記事項証明書の記載内容と一致しているか ※1「ー(ハイフン)」等で省略せず、正確に記載すること ※2「里道(用悪水路)」を含む場合は、「○番○地先里道(水路)」と記載すること。なお、水路の占用許可を取得している場合は記載不要			
	指定道路の幅員、延長	指定道路の幅員、延長	土地利用計画平面図と整合しているか 有効幅員となっているか 端数処理は適切か(小数点以下第2位まで。第3位以下は切り捨て)			
	承諾欄(注1)	地名・地番、承諾年月日、権利の種類(注2)、住所、氏名、承諾印	印影が印鑑登録証明書と一致しているか 印鑑登録証明書、登記事項証明書の内容と一致しているか			
	道路管理者の承諾書	道路の基準に適合するよう管理する者	様式集の承諾書に必要な事項の記載及び捺印がされているか			
添付図書	委任状	委任者、権限を委任する旨の内容	申請書の地名・地番と一致するか 申請者と委任者の氏名、印鑑は同一か			
	付近見取図(住宅地図等)	方位、道路の位置、目標となる地物	土地利用計画平面図と一致しているか 場所が特定できるか			
	公図(字図)(注3)	道路区域の明示(着色)	土地利用計画平面図と形状が一致しているか 指定部分が分筆されているか			
	土地登記事項証明書(注3)	申請地番の土地登記事項証明書	申請地番の権利者、地目の確認			
	印鑑登録証明書(注3)	指定する土地の権利者(所有権、抵当権、根拠当権等)の印鑑証明書	権利者の印鑑登録証明書が添付されていること 土地の登記事項証明書に記載されている住所と一致すること ※一致しない場合は、住民票を添付すること			
	土地利用計画平面図	縮尺、方位	付近見取図と一致しているか			
		指定を受けようとする道路の形状(着色)、道路の延長、道路の幅員	形状が公図(字図)と一致しているか 延長、幅員の取り方が適正か			
		指定を受けようとする道路と接続している道路の種別及び幅員	法第42条第 項 号(幅員 m)			
		隅切り(接続部・曲がり角部)	構造基準に適合しているか			
		袋路状道路の場合の転回広場	構造基準に適合しているか			
		縦断勾配(12%以下)	最大縦断勾配 %			
		土地の境界・地番・地目、宅地割り	各宅地が接道要件を満たしているか			
		舗装の状況	アスファルト ・ コンクリート ・ その他()			
		側溝等の施設	側溝の規格等 ()			
		土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名	公図(字図)、登記事項証明書の記載内容と一致しているか			
		位置指定道路に接する既存建物の位置・高さ	既存建物が位置指定道路に接している場合、その建築物の道路斜線制限についてチェックされているか。			
		開発地内にある工作物の種類・位置	擁壁・ガードレール等について、その安全性について確認			
		土地内にある「道(里道)」や「水(公有水面)」の位置	形状が公図(字図)と一致しているか			
	土地の高低差	指定道路、建物敷地として利用する土地及び開発地の隣地との高低差が記載されているか。また、安全対策等の必要性、妥当性を確認				
	その他必要な事項()					
	横断面図	道路幅員、道路の構造、側溝、縁石、工作物等、横断勾配、境界線	地籍図(土地利用計画平面図)と一致しているか			
	縦断面図	区間別延長、総延長、始点・終点の構造、区間別勾配、高低差、境界線	地籍図(土地利用計画平面図)と一致しているか			
	求積図(地積測量図)	道路面積、宅地毎面積の求積	開発許可の対象とならないか			
完了写真	全景、幅員、延長、隅切り、転回広場	申請書の記載内容と一致しているか 撮影方向と写真が一致しているか				
農業委員会が発行する現況証明書等	※地目が農地(田、畑)の場合	記載内容が今回申請のものか(農地転用許可証の写しでも可)				
位置指定道路に含めることの承諾書等	※「里道」を位置指定道路に含める場合	記載内容が今回申請のものか				
占用許可書の写し等	※「水路」を道路として使用する場合	記載内容が今回申請のものか				
道路法第24条工事施工承認書	※接続道路の道路管理者が手続きを要した場合	記載内容が今回申請のものか				
排水接続承諾書	※申請道路の排水を河川、既存側溝等に接続する場合	記載内容が今回申請のものか (既存位置指定道路に接続する場合を除く)				
その他必要と認める図書						
関係課の意見への対応	指導中のものがあれば、その内容を確認					

注1 市町や抵当権者である金融機関等の承諾の場合は、別紙でも可。ただし、その際は、「○番○号の土地を道路位置指定に含めることについて承諾する。」旨を明記すること。

注2 「使用者」とは利用権を有する者ではない。(例：Aの所有地をBが借りている場合はBが土地使用者である)

注3 申請日から3月以内のものであること。

第九号様式(第9条関係)

正

道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は事実と相違ありません。 年 月 日 佐賀県知事 様 住所 申請者 氏名 (印)					
指定道路の位置地番					
指定道路の幅員		m			
指定道路の延長		m			
道路敷地となる土地の地名地番	承諾年月日	所有権者管理者使用権者別	住所	氏名	承諾印(実印)
土木事務所受付欄	県受付欄	決 裁 欄			
		指定年月日			
		指定番号			
		公告年月日			
		指定条件			

(注) 記入の際は副本の下欄の(注)をよく読んでください。

正

私道廃止(変更)承認申請書

私道を廃止(変更)したいので建築基準法施行細則第12条の規定により届け出ます。 年 月 日 佐賀県知事 様 住所 届 者 氏 名 ㊟				
1 私道の位置				
2 指定年月日、番号				
3 廃止の理由 (変更)				
/	指 定 道 路	廃 止 す る 道 路 (変 更)		
4 関係地位置地番				
5 道路の幅員				
6 道路の延長				
廃止する道路敷地の地名地番(変更)	所有権者管理者 使用権者別	住 所	氏 名	承諾印
土木事務所 受付欄	本庁受付欄	決 裁 欄		
		廃止年月日 (変更)		
		〃 番 号		
		廃止条件		

(注意) 記入の際は、副本の(注)をよく読んでください。

第10号様式(第12条関係)

副

廃止通知欄	建築基準法施行細則第12条の規定により、次の私道の廃止(変更)を承認したので通知します。 廃止(変更)番号 第 号 " 年月日 年 月 日 佐賀県知事 印			
1 私道の位置				
2 指定年月日、番号				
3 廃止の理由(変更)				
	指定道路	廃止する道路(変更)		
4 関係地位置				
5 道路の幅員				
6 道路の延長				
廃止する道路敷地となる地名地番(変更)	所有者管理者 使用者別	住所	氏名	承諾印
廃止条件(変更)				

- 〔注〕 1 印のある欄は、記入しないでください。
 2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

